

大東監告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和8年3月26日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 木田伸幸

【担当 監査委員事務局】

令和7年度 第3回 定期監査等の結果

1. 監査の目的及び種類

地方自治法第199条第1項、第2項の規定により、本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が適正・適切に行われ、住民の福祉と適正な行政執行となっているかについて、大東市監査基準（令和2年大東監第5号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の対象

上下水道局（総務課、お客さまセンター、水道施設課、下水道施設課）

3. 監査の期間

令和7年10月17日～令和8年3月2日

4. 実施内容及び着眼点

大東市監査基準に基づき、上下水道局の各課等が分掌する令和7年度の事務事業について、又、必要なものにあつては令和6年度の事務事業について、関係する帳簿類など、令和5年4月下旬から運用している文書管理・電子決裁システムの電子データ及び保管する紙文書の内容を吟味し、例規に合致しているか否かのほか、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、市民の視点に立ち検証を行った。

5. 監査の結果

文書管理・電子決裁システムにおける文書は丁寧に作成され、他部署では指摘することの多い少額随契の複数見積書の徴取がきっちりと執行され、いわゆる2号随契の随契理由もきっちりと書かれているものが大部分であるなど、全般的に例規に準拠して事務が執行されていた。このような中であつて、少ないながらも一部に是正すべき事項があつたので、下記のとおり指摘し、改善を求める。

（1）予算流用について

予算の流用は、予算執行の実際面における潤滑油的制度といえるものであるが、みだりに行うのは適切ではない。（地方財務実務提要1巻2255頁）項：建設改良費、目：管渠築造費の節：委託料では年度当初の4月1日に、109万1千円の流用が行われており、予算作成時における数か月先の見通しの甘さが露呈しています。又、4月から10月にかけて「委託料・10%」と「(ストック)委託料(国)・10%」の間で流用を繰り返していることは、場当たりの予算執行と言わざるを

得ない。今後、かかる予算流用が生じないように、適切に当初予算を作成し、安易な予算流用を行わないよう注意されたい。

(2) 市有財産の位置づけについて

旧寺川ポンプ場の跡地については、震災時の応急給水・復旧拠点、資材置場等として管理している行政財産ということであるが、平時、空き地であれば普通財産と位置付けるのが通例である。当該空地に行政財産として目的を持たせるのであれば、要綱等で何等かの位置づけを明確にするべきである。なお、外部に貸し出しているのであれば、相応の対価(土地使用料)の請求を検討されたい。

(3) 喫煙所について

改正健康増進法(2020年4月全面施行)によって、行政機関の庁舎は「第一種施設」に分類され、原則として敷地内禁煙となっている。上下水道局の施設は第一種施設ではない旨、国のQ&Aによって示されているが、市民一般が出入りする公共施設として、市庁舎に準じた取り扱いが求められる。

既に敷地内禁煙とし、特定屋外喫煙所を設けられてはいるが、当該敷地内に3ヶ所の喫煙場所は些か多いように感じる。特に来客者専用の喫煙所は、本館と別館の出入口の中間かつ間近にあり、副流煙による非喫煙者への受動喫煙を否定できないことから、現設置場所から適切な場所への移動若しくは廃止を検討されたい。

(4) 「〇一会」文書の扱いについて

この会の「〇一」とは令和元年を意味し、淀川左岸水防事務組合、寝屋川北部及び寝屋川南部流域下水道組合に関わる担当者による組織ということだが、親睦会の類は公務とは認識しがたく「親睦会」の性質であるならば、公用とは認められず、私用に区分される。このような親睦会の案内を文書管理・電子決裁システムにより処理することは適当ではなく、今後の改善を求める。

6. 監査委員意見

近年の他部署に対する定期監査においては、文書管理・電子決裁システム上の文書が不完全なものであったり、契約事務について、少額随契の理由が不完全であったり、複数見積もりを徴取していないなど、文書事務と契約事務に関しての指摘が非常に多くありました。

それに対して今回の上下水道局の監査においては、少数に不完全な起案等が見つかったものの、これまでになくきっちりと文書が作成されていたほか、少額随契においても多くが3か所からの見積もりを徴取されていました。これはたいへん賞賛

されるべき取り扱いであり、他部署にも是非、見倣っていただきたいことです。

一方、保有財産の有効活用という面においては、上記の改善事項にも関わる点がありますが、自動車の駐車料金に関しては、本庁の職員駐車場料金や上下水道局近隣の民間駐車場相場よりも安価に設定されているようです。職員の福利厚生という視点からも本市行政内は同等の負担水準となるよう再検討をお願いしたいと思いません。

今回の監査の結果、重大な指摘箇所は見当たりませんでした。これまでも、上下水道局においては民間の力を借りて上下水道施設の不具合を24時間体制で対応したりと、水道料金等にかかる事務を委託業務で行うなど効率的かつ効果的な事務改善を実践され成果をあげておられますが、これに満足せずより一層の適正事務に向けた事務改善に引き続き取り組んでください。

上下水道局は公営企業会計であることから、市税などを財源とする一般会計とは異なり、水道や下水道事業の事業収入を主な財源として、独立採算の原則に基づいて運営されなければなりません。公営企業の採算性、収益確保を意識することが大切です。一般会計は現金主義の単式簿記であるのに対し、公営企業会計は発生主義の複式簿記を採用することで、より正確な財務情報を市民や外部に提供し、財政マネジメントや公共施設マネジメントにも活用することが期待されていることを忘れないでください。

また、上下水道局の業務は大きな変動が少なく、定例的な業務が多くなっています。しかし、我々を取り巻く社会情勢は永久に同じではなく、速さの違いがあるにしても時代と共に次第に変化しています。

必然的に、当該局の事務もこれに合わせて改善していかなければならなりません。代々引き継がれ、これまで最善であった事のやり方であっても、現実と乖離があれば自ら変えていく。常に市民目線を意識し公営企業組織として、特にそのような姿勢がこれからの時代には求められます。

このことは職員一人ひとりが現状を深く理解し、その対応を考え、行動するべき事項ではありますが、幹部職員が各々の職員の意見を把握し、それが良い方法であるならば、先頭に立って行動を起こし、市民の利益を損なうことのないよう実践を続けていただくことをお願いします。